

企業主導型保育事業における専門的財務監査の実施について（新旧対照表） ※変更箇所は赤字部分

新	旧
<p style="text-align: right;">こ 成 保 57 号 令和 5 年 6 月 5 日</p> <p>【第1次改正】こ 成 保 327 号 令和 7 年 4 月 25 日</p> <p><u>【第2次改正】こ 成 保 442 号</u> <u>令和 8 年 5 月 29 日</u></p> <p>公益財団法人児童育成協会理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">企業主導型保育事業における専門的財務監査の実施について</p> <p>こども家庭庁からの委託を受けて貴協会が実施する企業主導型保育事業における専門的財務監査に係る基準として、別添のとおり「企業主導型保育事業専門的財務監査基準」を制定しましたので、本基準に基づき適切に監査を行っていただきますようお願いいたします</p>	<p style="text-align: right;">こ 成 保 57 号 令和 5 年 6 月 5 日</p> <p>【第1次改正】こ 成 保 327 号 令和 7 年 4 月 25 日</p> <p>公益財団法人児童育成協会理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">企業主導型保育事業における専門的財務監査の実施について</p> <p>こども家庭庁からの委託を受けて貴協会が実施する企業主導型保育事業における専門的財務監査に係る基準として、別添のとおり「企業主導型保育事業専門的財務監査基準」を制定しましたので、本基準に基づき適切に監査を行っていただきますようお願いいたします</p>

新	旧
<p>別添 企業主導型保育事業専門的財務監査基準</p> <p>第1 目的 この基準は、こども家庭庁の委託を受けて公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)が実施する企業主導型保育事業における専門的財務監査について、<u>必要な事項を定めるものである。</u> <u>この基準に基づき、統一かつ効率的な専門的財務監査を実施することにより、企業主導型保育施設における助成金の適正な使用及びこれに係る会計処理の適正性を確認し、助成金の不正使用または助成要領等の定め に反する不適正な会計処理の防止を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>第2 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門的財務監査を効果的かつ効率的に実施するため、毎年度当初に、専門的財務監査の実施計画を策定する。実施計画は、施設における諸般の事情等を考慮して定めるものとするとともに、<u>年度中に</u> <u>おいても</u> 必要に応じて見直すことができるものとする。 2(略) 3 協会は、専門的財務監査の業務の一部を再委託して実施する場合は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、協会と再委託を受ける事業者との役割分担を <u>定める</u> こととする。 4(略) <p>第3 専門的財務監査の実施</p>	<p>別添 企業主導型保育事業専門的財務監査基準</p> <p>第1 目的 この基準は、こども家庭庁からの委託を受けて公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)が実施する企業主導型保育事業における専門的財務監査について必要な事項を定め、<u>これに基づき統一かつ効率的な専門的財務監査を行う</u>ことにより、<u>企業主導型保育施設において、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにする</u>ことを目的とする。</p> <p>第2 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門的財務監査を効果的かつ効率的に実施するため、毎年度当初に、専門的財務監査の実施計画を策定する。実施計画は、施設における諸般の事情等を考慮して定めるものとするとともに、<u>年度中、</u> 必要に応じて見直すことができるものとする。 2(略) 3 協会は、専門的財務監査の業務の一部を再委託して実施する場合は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、協会と再委託を受ける事業者との役割分担を <u>検討する</u> こととする。 4(略) <p>第3 専門的財務監査の実施</p>

新	旧
<p>1 専門的財務監査は、事業実施者に対し、助成金の不正使用や<u>助成要領等の定めに反する</u>不適正な会計処理が行われていないか<u>について</u>重点的に確認するために実施する。</p> <p>2～11(略)</p> <p>第4 専門的財務監査の結果の処理</p> <p>1～6(略)</p> <p>7 協会は、事業実施者に対し複数回にわたり改善指導を行ってもなお改善が見られない場合、専門的財務監査の拒否又は妨害、実地指導等における虚偽の報告又は書類偽造等、著しい不正・違反等が判明した場合には、<u>直ちに子ども家庭庁に報告するほか</u>、企業主導型保育事業助成要領の規定に基づく助成決定の取消しその他必要な措置(新規の利用児童の入所の停止措置を含む。)を講じる。</p> <p>第5～第6(略)</p> <p>様式1 ～ 様式4(略)</p>	<p>1 専門的財務監査は、事業実施者に対し、助成金の不正使用や不適切な会計処理<u>など</u>が行われていないか<u>を</u>重点的に確認するために実施する。</p> <p>2～11(略)</p> <p>第4 専門的財務監査の結果の処理</p> <p>1～6(略)</p> <p>7 協会は、事業実施者に対し複数回にわたり改善指導を行ってもなお改善が見られない場合、専門的財務監査の拒否又は妨害、実地指導等における虚偽の報告又は書類偽造等、著しい不正・違反等が判明した場合には、企業主導型保育事業助成要領の規定に基づく助成決定の取消しその他必要な措置(新規の利用児童の入所の停止措置を含む。)を講じる<u>ことができるよう</u>、<u>直ちに子ども家庭庁に報告するほか</u>、<u>必要な措置を講じる</u>。</p> <p>第5～第6(略)</p> <p>様式1 ～ 様式4(略)</p>